

平成22年(ワ)第4414号移送申立事件（以下「甲号事件」という。）

平成22年(ワ)第4415号移送申立事件（以下「乙号事件」という。）

平成22年(ワ)第5091号移送申立事件（以下「丙号事件」という。）

（基本事件・東京地方裁判所平成22年(ワ)第35443号損害賠償請求事件）

決 定

福岡市博多区博多駅南三丁目2番3号丸美フェリックスビル201

甲事件申立人(基本事件被告) 株式会社プロフィットコム

同代表者代表取締役 岩 井 [REDACTED]

福岡市 [REDACTED]

甲事件申立人(基本事件被告) 岩 井 [REDACTED]

福岡市 [REDACTED]

乙事件申立人(基本事件被告) 村 岸 [REDACTED]

福岡市 [REDACTED]

丙事件申立人(基本事件被告) 永 松 [REDACTED]

千葉県館山市 [REDACTED]

相手方（基本事件原告） [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 五 反 章 裕

住居所不明

相手方（基本事件被告） 荒 井 [REDACTED]

上記申立人らから当庁東京地方裁判所平成22年(ワ)第35443号損害賠償請求事件（以下「基本事件」という。）について移送の申立てがあったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

基本事件を福岡地方裁判所に移送する。

理 由

## 第1 申立ての趣旨及び理由

本件各申立ての趣旨及び理由は、別紙各「移送申立書」記載のとおりであるから、これを引用する。

## 第2 当裁判所の判断

### 1 基本事件の概要は次のとおりである。

本件の基本事件は、申立人株式会社プロフィットコム（基本事件被告。以下「申立人プロフィットコム」という。）が、相手方■■■■（基本事件原告。以下「相手方■■■■」という。）に対して預託証拠金を伴うロンドン渡しの金の売買に関する地位の差金決済による取引（以下「本件証拠金取引」という。）を行うことを勧誘し、相手方■■■■が同勧誘に基づき1375万9430円を支払ったことについて、相手方■■■■が、その主張は必ずしも明確ではないものの、本件証拠金取引は賭博行為に当たる、説明義務に違反している、適合性原則に反するなど主張して、申立人プロフィットコムに対しては、不法行為に基づき、申立人プロフィットコムの当時の役員であった申立人岩井■■（基本事件被告。以下「申立人岩井」という。）及び申立人村岸■■（以下「申立人村岸」という。）に対しては、会社法429条に基づき、実際に原告に対する勧誘を担当した申立人プロフィットコムの従業員である申立人永松■■（基本事件被告。以下「申立人永松」という。）及び相手方荒井■■（基本事件被告。以下「相手方荒井」という。）に対しては、不法行為に基づき、上記金員及び弁護士費用相当の損害金を請求した事案である。

これに対して、申立人らは、申立人プロフィットコムが相手方■■■■と本件証拠金取引を行うに際して、相手方■■■■に十分な資産があること及び投資経験があることを確認し、本件証拠金取引について十分な説明を行い、これにより相手方■■■■が同取引の内容を十分理解した上で取引を開始した旨記載された答弁書を提出している。

### 2 そこで、以下検討する。

(1) 当裁判所の管轄の有無について

ア 不法行為地について

相手方■は、申立人プロフィットコムと相手方■が本件証拠金取引を行うに際して、申立人岩井、申立人村岸、申立人永松及び相手方荒井は、申立人プロフィットコムの業務として、①本件証拠金取引のパンフレット等を作成し、②具体的な勧誘方法、担当者を決定するなど共謀し、③相手方■に電話をかけ、虚偽の説明、資産状況、投資経験の確認、勧誘及び訪問の約束をして、④本件証拠金取引の関係資料を相手方■宅に送付した後、⑤数回にわたり申立人永松及び相手方荒井が千葉県所在の相手方■宅を訪れた上で相手方■に本件証拠金取引を行うように勧誘し、相手方■に本件証拠金取引に係る契約を締結させて、同契約に基づき相手方■に送金をさせ、⑥その後も相手方■からの問い合わせに対処したり、さらなる取引の勧誘を行ったりしたところ、①ないし④及び⑥については申立人プロフィットコムの東京支店（ただし既に閉鎖済み）で行われたのであるから、当庁が管轄する東京支店の所在地も不法行為地（民事訴訟法5条9号）に当たる旨主張している。

この点、たしかに、不法行為地にも土地管轄が認められているものの、単なる準備行為を行ったに過ぎない地は不法行為地に当たらないと解するのが相当であるところ、相手方■の主張する被告らの行為は、いずれも⑤の勧誘及び契約締結をするための準備行為に過ぎないと認められるから、いずれの事実をもってしても、上記東京支店の所在地が不法行為地であると認めることはできない。

イ 申立人永松の住所について

相手方■は、申立人永松の住所（民事訴訟法4条2項）について、外務員として登録されている最新の住所及び同人の住民票の記載から、それが東京都にある旨主張しているが、一件記録によれば、申立人永松は福岡

市で建物を借り、同所で生活していると認められるから、申立人永松の住所は福岡市であると認められる。

ウ 相手方荒井の住所について

相手方■■■■は、相手方荒井の住所について、同人が申立人プロフィットコムの東京支店で勤務していたと認められ、同所が判明している最後の就業先であること、申立人らが相手方荒井の住所についてあえて答えないという態度を示していることから、上記東京支店が所在していた東京都内に住所がある可能性が極めて高い旨主張している。しかしながら、申立人らがあえて相手方荒井の住所を隠していることを認めるに足りる証拠はなく、また、一件記録によれば、申立人プロフィットコムの東京支店はすでに閉鎖されていると認められるから、相手方荒井の住所が東京都にあるとは認められない。かえって、相手方荒井が外務員として登録している住所が東京都世田谷区から福岡市に移されていることからすると、相手方荒井の住所は福岡市にあると推認することができる。

エ 以上のとおりであって、当庁が基本事件につき管轄を有しているとは認められない。他方で、申立人らの住所は福岡にあり、福岡地方裁判所が基本事件につき管轄を有していること（民事訴訟法4条、7条）は明らかであるから、民事訴訟法16条1項に基づき、基本事件を福岡地方裁判所に移送すべきことになる。

(2) 民事訴訟法17条に基づく移送について

ア 基本事件では、①本件証拠金取引の仕組み自体の違法性、②本件証拠金取引に関する契約を締結した態様、③申立人岩井及び申立人村岸の業務執行の態様などが争点になることが想定されるところ、②については、実際に勧誘及び契約締結を実行した福岡市在住の申立人永松及び基本事件の被害者とされている千葉県在住の相手方■■■■の尋問が必要になる可能性が極めて高い。③についても、福岡市在住の申立人岩井

及び申立人村岸の尋問が必要になる可能性がある。

これに対し、相手方■■■■は、本件証拠金取引の仕組み自体が違法であり、申立人プロフィットコムはもとより、実際に勧誘を行った従業員である申立人永松及び相手方荒井も、会社の役員である申立人岩井及び申立人村岸も責任を負うのであるから、人証の必要性はない旨主張しているが、本件証拠金取引の仕組み自体が違法であるかどうかはこれから審理、判断すべきことであるから、当然の前提にはできないのみならず、説明義務違反、適合性原則違反に基づく請求もなされている以上、相手方■■■■がそれらの請求を撤回するなら格別、現時点で②、③の事実が争点にならないと即断することはできない。

イ また、申立人らは、いずれも基本事件を訴訟代理人に委任していないのに対し、相手方■■■■は、基本事件を訴訟代理人に委任しており、相手方■■■■本人が期日に出頭しなくとも、訴訟代理人が福岡地方裁判所に出頭することにより基本事件の審理を進めることは可能である。そうすると、福岡地方裁判所で審理を進めることによる相手方■■■■の負担は、さほど大きいとは認められない。

ウ 以上の点を総合的に考慮すると、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため、基本事件を福岡地方裁判所に移送するのが相当である。

(3) 以上のとおりであって、基本事件については、当庁が管轄を有しているとは認められないことから、民事訴訟法16条1項に基づき福岡地方裁判所に移送すべきものであり、また、仮に当庁が管轄を有していたとしても、民事訴訟法17条に基づき福岡地方裁判所に移送するのが相当であるから、本件申立てには理由がある。よって、主文のとおり決定する。

平成23年3月8日

東京地方裁判所民事第16部

裁判長裁判官 生 野 考 司

裁判官 湯 川 克 彦

裁判官 仲 田 憲 史

**副本直送**

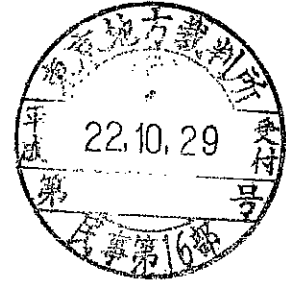
平成22年(ワ)第35443号 損害賠償請求事件

原告

被告 株式会社プロフィットコム外4名

平成22年(ワ)第 4414号  
民事第 16号  
民事事件係

移送申立書



平成22年10月28日

東京地方裁判所民事第16部合議1係 御中

被告株式会社プロフィットコム

代表者代表取締役 岩井

被告本人 岩井

第1 申立ての趣旨

本件を福岡地方裁判所に移送する。

との裁判を求める。

第2 申立ての理由

1 原告は、本件訴訟を御庁に提起したが、原告と被告株式会社プロフィットコムは、平成20年7月2日、両当事者間の証拠金差金決済(CFD)取引に関して、同日交付した証拠金差金決済(CFD)取引に関する約款にしたがって取引することを合意した。

同約款第28条では、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを合意すると定めている。

2 よって、民事訴訟法第16条1項に基づき、本件訴訟の管轄権を有する福岡地方裁判所に移送するよう申し立てる。

添 付 書 類

- 1 証拠金差金決済（CFD）取引約諾書
- 2 証拠金差金決済（CFD）取引約款



副本直送

平成22年(ワ)第35443号 損害賠償請求事件

原告

被告 株式会社プロフィットコム外4名



移送申立書

平成22年10月28日

東京地方裁判所民事第16部合議1係 御中

被告本人 村岸

電話

第1 申立ての趣旨

本件を福岡地方裁判所に移送する。

との裁判を求める。

第2 申立ての理由

1 原告は、本件訴訟を御庁に提起したが、原告と被告株式会社プロフィットコムは、平成20年7月2日、両当事者間の証拠金差金決済(CFD)取引に関して、同日交付した証拠金差金決済(CFD)取引に関する約款にしたがって取引することを合意した。

同約款第28条では、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを合意すると定めている。

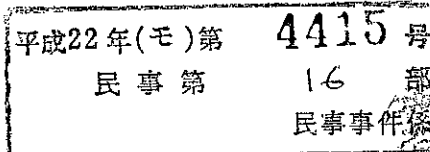
被告会社と被告岩井からは、御庁に対し、本件訴訟を福岡地方裁判所に移送するとの決定を求める旨の申立てがされていると聞いている。

被告村岸は、被告会社の当時の東京支店長であるとして訴えられているのであるから、被告会社の従業員であった者に関する損害賠償請求も、上記原告と被告会社間の証拠金差引決済(CFD)取引に関して生じた訴訟として、専属的管轄の合意の内に含まれており、福岡地方裁判所への移送の対象となると解すべきである。

仮に上記主張が認められないとしても、原告は千葉県館山市、被告らの大多数は福岡に居住している。東京地方裁判所で審理すべき実質的理由は存在しない。

2 よって、民事訴訟法第16条1項に基づき、本件訴訟の管轄権を有する福岡地方裁判所に移送されるよう申し立てる。仮りに、それが認められない場合には民事訴訟法17条に基づき福岡地方裁判所へ移送されるよう申し立てる。

以上



平成22年(ワ)第35443号 損害賠償請求事件

原告

被告 株式会社プロフィットコム外4名

移送申立書

平成22年12月14日

東京地方裁判所民事第16部合議1係 御中

被告本人 永松



812-0012

住所 福岡市

電話

第1 申立ての趣旨

本件を福岡地方裁判所に移送する。  
との裁判を求める。

第2 申立ての理由

1 原告と被告株式会社プロフィットコムは、平成20年7月2日、両当事者間の証拠金差金決済(CFD)取引に関して、同日交付した証拠金差金決済(CFD)取引に関する約款にしたがって取引することを合意しました。

CFD約款第28条では、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを合意すると定めています。

他の被告からは、御庁に対し、本件訴訟を福岡地方裁判所に移送することの決定を求める旨の申立てがされていると聞いています。

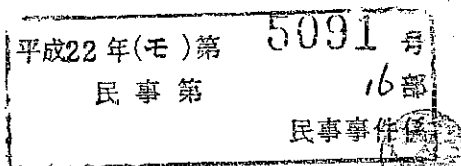
私は、被告会社の当時の東京支店の従業員であり、原告との取引の担当者であるとして訴えられています。被告会社の従業員であった私に関する損害賠償請求も、上記原告と被告会社間の証拠金差引決済(CFD)取引に関して生じた訴訟として、専属的管轄の合意の内に含まれており、福岡地方裁判所への移送の対象となると解すべきです。

仮に上記主張が認められないとしても、原告は千葉県館山市、被告らは、所在不明の荒井を除いて福岡に居住しています。東京地方裁判所で審理すべき実質的理由は存在しないものと考えます。

2 よって、本件訴訟を福岡地方裁判所に移送されるよう申し立てます。

(追記) 出頭するように指定された12月17日午前11時30分には仕事の都合で出頭できません。

以上



これは正本である。

平成23年3月8日

東京地方裁判所民事第16部

裁判所書記官 池上勝弘

